# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	介護保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和7年10月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険事務					
②事務の概要	介護保険法に基づく、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課・徴収及び減免を行う事務及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)に基づく、特定個人情報を以下の事務で使用している。 ①介護保険被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ※届出は、窓口や郵送での届出又はサービス検索・電子申請機能を用いて行う。 ②介護保険被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務 ⑤介護保険料の減免、行進に関する事務 ⑥介護保険料の遺付、充当に関する事務 ⑥介護保険料の遺付、充当に関する事務 ⑥の育護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 ⑧居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給 ⑪居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼 ⑪自担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請 ⑬高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請					
③システムの名称	介護保険関連システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保連合会伝送通信ソフト、サービス検 索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル	J名					
介護保険情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第100 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第9条					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定					

②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 <情報提供> ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)  <情報照会> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「介護保険法に関する事務」の項(131、132の項)
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark> ····································
①部署	健康福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒575-8501

請求先

大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 健康福祉部 高齢福祉課 電話 072-877-2121(代表)

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. <b>対象人数</b>							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年6月20日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年6月20日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
-	項目評価書	] ては、それぞれ	·重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>長託</b>		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通し	こた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	<b>妾続</b>	[	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	する情報提供ネットワー る。また、人手が介在す している。 ・事務処理手順をマニュ ・特定護、確実なマスキ でマイナンバー入りの書 が含ま個人情報を含けれ が含ま個人情報を含い ・焼棄書類に特定個人	クシステムにおける る局面ごとに、人為 アル化し、事務取打 きす際(USB メモリる ング処理等を行うと 類を郵送等する際に 、ダブルチェックを 書類やUSB メモリは 青報が含まれている	を使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードにともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報行う。 は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。				

9. 監査								
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査							
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない							
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する							
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発							
当該対策は十分か【再掲】	2) 十分である 3) 課題が残されている							
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、ログインID等の付与によって限定しており、人事異動等があった場合は、権限の更新を行い、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。							

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和5年4月7日時点	令和7年6月20日時点	事前	
令和7年10月29日	IIしきい値判断項目 1取扱 者数	令和5年4月7日時点	令和7年6月20日時点	事前	
令和7年10月29日	IVリスク対策 8.人出を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、人手が介在する情報提供ネットワークシステムにおける情報照会等の作業時に、必ず複数人での確認を行っている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗与処理もたっとの確認を複数人で行う。ともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。・特定の人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠で棄書類に特。とを徹底する。・廃棄書別に特に関し、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式の変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である  介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、ログインID等の付与によって限定しており、人事異動等があった場合は、権限の更新を行い、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式の変更に伴う追記
令和7年10月29日		・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第100の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条 の2、24条の2、25、25条の2、30、32、33、43、43	の番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 <情報提供> ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) <情報照会> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「介護	事前	法改正に伴う変更